

公立大学法人広島市立大学個人情報保護規程

平成22年4月1日

規程第28号

(趣旨)

第1条 公立大学法人広島市立大学(以下「法人」という。)における個人情報保護の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき必要な事項を定めるまでの間、この規程の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、廃止前の広島市個人情報保護条例(平成16年広島市条例第4号。以下「旧条例」という。)において使用する用語の例による。

(管理体制)

第3条 法人の保有する個人情報の適正な管理を総括する者として、個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、法人経営担当理事をもって充てる。

2 学部、研究科、研究所、事務局、及び社会連携センターに個人情報保護責任者(以下「保護責任者」という。)を置き、所属長(学部長、研究科長、広島平和研究所長、事務局及び社会連携センターの各室長をいう。)をもって充てる。

3 保護責任者は、所管する組織における保有個人情報の管理に関する事務を総括するとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督する。

(啓発)

第4条 保護管理者及び保護責任者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の確立を図るための啓発その他必要な研修を行う。

(職員の責務)

第5条 職員は、法及び旧条例の趣旨にのっとり、関連する規程等の定め並びに保護管理者、保護責任者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(保有個人情報の取扱い)

第6条 保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報を利用する権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限る。

- 2 利用権限を有しない職員は、保有個人情報を利用してはならない。
- 3 職員は、利用権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報を利用してはならない。
- 4 職員は、保有個人情報を提供等する場合は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、封入、手渡しその他の保護措置を講じるものとする。
- 5 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護責任者の指示に従い行うものとする。
 - (1) 保有個人情報の複製
 - (2) 保有個人情報（保有個人情報が記録されている媒体を含む。）の送付又は持ち出し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 6 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護責任者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（記録媒体の取扱い）

第7条 職員は、保護責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、かぎが掛かる保管庫に保管し、施錠等を行う。

- 2 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

（保有個人情報の提供）

第8条 法人は、旧条例第8条第1項第5号から第7号までの規定の趣旨に基づき法人以外の者（他の実施機関を除く。）に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 法人は、旧条例第8条第1項第5号から第7号までの規定の趣旨に基づき法人以外の者（他の実施機関を除く。）に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の

措置を講ずるものとする。

- 3 法人は、旧条例第8条第1項第6号及び第7号の規定の趣旨に基づき法人内部で利用し、又は他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第9条 保護責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託の必要性を十分に検討し、契約書に次の事項を明記するとともに、必要に応じて、委託先における管理体制、個人情報の管理状況の検査に関する事項その他の必要な事項について確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

- 2 保護責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(安全確保上の問題への対応)

第10条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護責任者に報告するものとする。

- 2 保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 保護管理者及び保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長及び理事に速やかに報告し、当該事案に係る本人への対応等の措置を

講ずるものとする。

(点検・評価の実施)

- 第11条 保護責任者は、管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、前項の規定による点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適正な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。